

ハートがたくさんの村づくり

差別のない、人への思いやりを大切にする、明るい南阿蘇村をつくりましょう。

人権とはなんですか？

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。今回も、「部落差別解消推進法」についてお伝えします。

部落差別とはなんですか？（みなされた人への差別です）

部落差別とは、被差別部落に生まれ、育ち、住んでいる、あるいは地縁・血縁関係を部落にたどることができる、みなされた人への差別です。

差別とはなんでしょうか？「偏見や先入観などをもとに、特定の人々にたいして不利益・不平等な扱いをすること」その人自身の個性や特性を評価せず、逆に本人が責任の負いようがない、あるいは本人の努力では解決しがたい事情を根拠として不利益をあたえたり、人権を侵害したりすること。それが差別です。

私たちが生きているこの社会には様々な差別問題がありますが、部落差別の問題もまた重大な社会問題のひとつです。近年、解決の方向へと進みつつありますが、結婚や就職など、さまざまな場面における差別が今もなお生じています。

同和（部落）問題の解決に向けたこれまでの経緯と問題

同和（部落）問題の解決を図るため、国と地方公共団体は、昭和44年以来33年間、特別措置法に基づき、地域改善対策を行ってきました。その結果、部落の劣悪な環境に対する物的な基盤整備は成果を上げ、環境に対する格差は改善が進みました。

しかしながら、差別発言、差別待遇等の事案のほか、差別的な内容の文書が送付されたりする事案が依然として存在するほか、インターネット上で差別を助長するような内容の書き込みがされるといった事案も発生しています。

また、同和（部落）問題の解決を阻む大きな要因として、部落問題を口実として企業・行政機関等へ不当な圧力をかけ、高額な書籍を売りつけるなどの、いわゆるえせ同和行為も問題となっています。

なぜ、部落差別解消推進法が必要なのか？

平成14年「地対財特法」が終了すると、物的な基盤整備により、環境の格差の改善が進んだことで、部落の生活は向上した・当時の世論・差別意識の変化などを理由に、「同和問題は解消した」という判断をする人もあらわれました。

しかし、未だに「部落問題」は存在しているとして、14年後に、再度、部落に関する法律が制定されたのです。このことは、「部落差別が存在する」ことを明確にし、国と地方公共団体が協力して、解消に向けて取り組むことを示した法律です。

この法律には、「部落差別を解消するための教育・啓発」「相談窓口の設置・充実」「実態調査の実施」がうたわれています。本村におきましても、国・県共に、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会の実現に努めてまいります。

村民みなで「ハートがたくさんの村」をつくりましょう。